

A X企業成長推進事業補助金交付要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 本要領は、「AX (Aomori Transformation) ～青森大変革～」の基本理念のもと、所得向上に向けた県内企業の経営力強化を図り、地域経済の成長を支える県内産業の競争力を強化するため、「未来を切り拓くあおもり成長企業推進事業実施要領」に基づき、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター（以下「センター」という。）が、県内に事業所を有する中小企業者等が行う販売力・収益力の強化又は経営コストの削減に係る事業に対し補助金を交付するAX企業成長推進補助事業（以下「補助事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事業内容及び補助基準

(補助事業の内容及び基準)

第2条 センターは、本条の各項に定めるところに従って、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、毎年度における予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助事業の対象事業

補助事業の対象事業は、次の（1）から（3）までの3コースとする。

（1）販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）

販売力・収益力の強化を行うために必要なものであって、新商品・新技術・新サービスの開発を行う事業（新商品・新技術・新サービスの開発及び当該開発による試作品等のPR）

（2）販売力・収益力強化コース（販路開拓枠）

販売力・収益力の強化を行うために必要なものであって、販路開拓を行う事業（既存商品の販路開拓）

- ① 県外展示会等出展事業
- ② WEB・デジタルコンテンツ活用事業
- ③ 商品力・取引力向上事業

（3）経営コスト削減コース

経営コストの削減を行うために必要なものであって、業務プロセスの改善・効率化、業務の共同化・事業連携及び生産性向上に資する高効率な設備導入を行う事業

- ① 業務プロセスの改善・効率化を行う事業
- ② 業務の共同化・事業連携を行う事業
- ③ 生産性向上に資する高効率な設備導入を行う事業

3 補助事業の対象者

補助事業の対象者は、次の（１）から（３）までのとおりとする。

- （１）県内において創業する者又は県内に事業所を有する中小企業者
- （２）県内のＮＰＯ法人、農事組合法人等
- （３）上記（１）、（２）のいずれかと農林漁業者の連携体

4 定義

前号の中小企業者、ＮＰＯ法人、農事組合法人等、農林漁業者の定義は、次の（１）から（４）までのとおりとする。

- （１）中小企業者 以下①から⑧いずれかに該当するものをいう。
 - ① 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から⑤までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ② 資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、卸売業（⑤に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ③ 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、サービス業（⑤に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ④ 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人であって、小売業（⑤に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ⑤ 資本金の額又は出資の総額が別表で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに別表で定める数以下の会社及び個人であって、別表で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ⑥ 企業組合
 - ⑦ 協業組合
 - ⑧ 事業協同組合
- （２）ＮＰＯ法人 特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２号に規定する特定非営利活動法人をいう。
- （３）農事組合法人等 農業協同組合法（昭和２２年１１月法律第１３２号）第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人及び水産業協同組合法（昭和２３年１２月法律第２４２号）第２条で規定する水産加工業協同組合をいう。
- （４）農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成２０年法律第３８号。以下「農商工等連携促進法」という。）第２条に規定する農林漁業者で県内の農林漁業者をいう。

5 一度の募集において補助事業者が申請できる補助事業

一度の募集において補助事業者が申請できる補助事業は、本条第2項「補助事業の対象事業」の3コースのうち、いずれか1コースのみとする。

また、「(3) 経営コスト削減コース」については、「① 業務プロセスの改善・効率化を行う事業」「② 業務の共同化・事業連携を行う事業」「③ 生産性向上に資する高効率な設備導入を行う事業」のいずれか1つを選択し、申請するものとする。

なお、「(2) 販売力・収益力強化コース(販路開拓枠)」は、「① 県外展示会等出展事業」「② WEB・デジタルコンテンツ活用事業」「③ 商品力・取引力向上事業」を組み合わせ一の補助事業として申請できるものとする。

6 補助事業の要件

補助事業の要件は、次の(1)から(5)まですべてに該当することを補助要件とする。

- (1) 県内において、販売力・収益力の強化又は経営コストの削減に係るモデル事例として期待できる取組であること
- (2) 事業成果の公表に同意していること
- (3) パートナリシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること
- (4) くるみん認定、プラチナくるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画であること
- (5) えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

7 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、一つの事業計画において、原則として事業採択年度の10月1日から1か年を限度とする。

ただし、本条第2項「補助事業の対象事業」のうち、「(1) 販売力・収益力強化コース(新事業開発枠)」及び「(3) 経営コスト削減コース ② 業務の共同化・事業連携を行う事業」の補助事業の実施期間は、一つの事業計画において、原則として事業採択年度の10月1日から2か年を限度とする

8 補助対象経費、補助金の額、補助率及び補助限度額

補助対象経費、補助金の額、補助率及び補助限度額は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の補助事業の区分毎に定めることとし、補助対象経費は、補助対象となる経費であることを明確に区分でき、必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる次に掲げるものとする。

ただし、補助対象経費は、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定でき、交付決定日以降、補助対象期間内の契約・発注により発生した経費とし、証拠書類等によって金額、支払等が確認できることを条件とする。

(1) 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）

補助対象経費	補助金の額
ア 講師又は外部専門家に対する謝金 イ 講師又は外部専門家に対する旅費及び職員旅費 ウ 事業費 (ア) 原材料費 (イ) 機械装置・工具器具備品費（汎用機器は除く。） (ウ) 外注加工費 (エ) 研究開発費 (オ) 委託費（その事業の全てを委託するものを除く。） (カ) 知的財産取得経費 (キ) 技術指導受入費 (ク) システム構築費（ソフトウェア購入含む） (ケ) クラウド利用料 (コ) 会議費 (サ) 会場借上料 (シ) 会場整備費 (ス) 印刷製本費 (セ) 資料購入費 (ソ) 通信運搬費 (タ) 集計・分析費 (チ) 調査費 (ツ) 広告宣伝費 (テ) 翻訳料 (ト) 原稿料 (ナ) 受講料 (ニ) 消耗品費 (ヌ) 機器借上料 (ネ) 借損料	補助対象経費の2分の1に相当する額又は300万円のいずれか低い額以内の額とする。 ただし、本条第9項に規定する特別枠に該当する場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額又は300万円のいずれか低い額以内の額とする。

なお、「(1) 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）」の申請にあたっては、補助対象経費のうち、「機械装置・工具器具備品費」の額は、補助対象経費総額の3分の2以内、「外注加工費」、「研究開発費」及び「委託費」の合計額は、補助対象経費総額の3分の2以内であることを要する。

(2) 販売力・収益力強化コース（販路開拓枠）

事業区分	補助対象経費	補助金の額
① 県外展示会等出展事業	ア 職員旅費 イ 事業費 (ア) 委託費（（小間装飾料を含む。） (イ) 会場借上料（小間料） (ウ) 印刷製本費 (エ) 通信運搬費 (オ) 広告宣伝費（オンライン展示会出展料） (カ) 借損料（機器リース、レンタル料）	補助対象経費の2分の1に相当する額又は100万円のいずれか低い額以内の額とする。
② WEB・デジタルコンテンツ活用事業	ア 事業費 (ア) 委託費（ホームページの作成、改修及び機能強化並びに動画制作及びデジタルカタログ製作とする。） (イ) 広告宣伝費（WEB広告）	補助対象経費の2分の1に相当する額又は50万円のいずれか低い額以内の額とする。
③ 商品力・取引力向上事業	ア 講師又は外部専門家に対する謝金 イ 講師又は外部専門家に対する旅費及び職員旅費 ウ 事業費 (ア) 委託費（その事業の全てを委託するものを除く。） (イ) 知的財産取得経費 (ウ) 技術指導受入費 (エ) 受講料	補助対象経費の2分の1に相当する額又は50万円のいずれか低い額以内の額とする。

なお、「(2) 販売力・収益力強化コース（販路開拓枠）」の補助金の額は、次の①から③までの事業区分ごとに積算した補助金の額の合計又は100万円のいずれか低い額以内の額とする。

(3) 経営コスト削減コース

事業区分	補助対象経費	上限額
① 業務プロセスの改善・効率化を行う事業	ア 講師又は外部専門家に対する謝金 イ 講師又は外部専門家に対する旅費 ウ 事業費 (ア) 委託費（補助事業の全てを委託するものは除く。） (イ) システム構築費（ソフトウェア購入含む） (ウ) クラウド利用料 (エ) 通信運搬費 (オ) 消耗品費	補助対象経費の2分の1に相当する額又は100万円のいずれか低い額以内の額とする。
② 業務の共同化・事業連携を行う事業	ア 講師又は外部専門家に対する謝金 イ 講師又は外部専門家に対する旅費 ウ 事業費 (ア) 機械装置・工具器具備品費（汎用機器は除く。） (イ) 委託費（補助事業の全てを委託するものは除く。） (ウ) システム構築費（ソフトウェア購入含む） (エ) クラウド利用料 (オ) 共同化事業に係る人件費 (カ) 通信運搬費 (キ) 消耗品費 (ク) 借損料	補助対象経費の3分の2に相当する額又は300万円のいずれか低い額以内の額とする。
③ 生産性向上に資する高効率な設備導入を行う事業	ア 講師又は外部専門家に対する謝金 イ 講師又は外部専門家に対する旅費 ウ 事業費 (ア) 機械装置・工具器具備品費（汎用機器は除く。） (イ) 委託費（補助事業の全てを委託するものは除く。） (ウ) 通信運搬費 (エ) 消耗品費	補助対象経費の2分の1に相当する額又は1,000万円のいずれか低い額以内の額とする。 ただし、県が承認した「経営革新計画」に基づいて行う事業の場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額又は1,000万円のいずれか低い額以内の額とする。

9 特別枠

(1) 重点推進分野枠

県が推進する次の①から⑨までの分野の関連事業を実施する場合、重点推進分野枠に該当する。

① 農林水産関連事業	⑥ 観光関連事業
② ライフ関連事業	⑦ 輸出関連事業
③ G X 関連事業	⑧ 物流関連事業
④ D X 関連事業	⑨ 若者定着・還流関連事業
⑤ 知的財産活用事業	

(2) 賃金引上げ枠

雇用者給与等支給額が前年度と比べて、1. 5 %以上増加させる場合、賃金引上げ枠に該当する。

ただし、事業終了時（2か年事業の場合は、1年目または2年目の事業終了毎に判断する）に賃金の引上げが確認できない場合、補助率は2分の1とする。

10 補助事業の採択基準

補助事業は、次の基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。なお、同一事業者が同一又は類似内容で本制度以外の国、地方自治体、センター等の補助事業や委託事業等へ併願している場合は採択しないこととする。

- ①新規性が認められること。
- ②補助事業の実現性や事業化の熟度が高いこと。
- ③補助事業の補助事業期間内にある事業者が新たに申請する場合においては、当該実施中の補助事業の成果の検証を十分行っていること。
- ④補助事業の実施により事業成果の目標の達成が見込まれる等、本県の産業振興と地域活性化の効果が高いこと。
- ⑤パートナーシップ構築宣言の登録企業であること
- ⑥くるみん認定企業又はプラチナくるみん認定企業であること
- ⑦えるぼし認定企業又はプラチナえるぼし認定企業であること

11 事業成果の目標

事業成果の目標は次のいずれかとする。

(1) 県内において創業する者

- ① 補助事業終了後3年以内に事業化

(2) 中小企業者、農林漁業者、NPO法人、農事組合法人等

- ① 補助事業終了後3年目の付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3 %以上
- ② 補助事業終了後1年以内の給与支給総額の増加率が年率平均1. 5 %以上
- ③ 自社が設定した補助事業実施による商談件数、成約件数等の数値目標を達成
- ④ 県が承認した「経営革新計画」を達成

第3章 補助事業の採択、交付決定及び補助金の交付等

(補助事業の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、AX企業成長推進補助事業申請書（第1号様式）を別に定める期日までに、センターに提出しなければならないものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 暴力団の排除に関する誓約事項（第3号様式）
- (3) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (4) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書
- (5) 直近3期分の決算報告書の写し、又は直近3期分の確定申告書の写し
- (6) その他センター理事長が必要と認める書類

なお、創業前の者は、(1)、(2) 及び (6) のほか、創業計画案を別途提出するものとする。

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の採択)

第4条 センターは、前条の事業計画書の提出があった場合は、当該計画書の内容を事前に審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、別に定める有識者から構成されるAX企業成長推進補助事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に諮る案件を決定するものとする。

2 審査委員会は、前項において決定された案件について審査を行い、補助金を交付することが適当であると認める事業を採択するものとする。

3 センターは、前項において採択された事業計画の補助申請者に対して補助事業採択決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助事業の採択決定の条件)

第5条 センターは、採択決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助申請者に対して条件を付すことができる。

(補助事業の申請の取り下げ)

第6条 補助申請者は、補助金の採択決定の通知を受けた場合において、補助金の採択決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にセンターに対し、書面をもって申し出なければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 採択決定の通知を受けた補助事業者は、別に定める期日までにAX企業成長推進補助事業交付申請書(第5号様式)及び事業計画書(交付申請用)(第6号様式)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは交付申請書の提出を受けた後、補助事業者に対し、AX企業成長推進補助事業交付決定通知書(第7号様式)により通知する。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、センターが必要と認めて指示したときは、遅滞なく、AX企業成長推進補助事業遂行状況報告書(第8号様式)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、事業計画書に記載された事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき若しくは補助事業の全部又は一部を中止・廃止しようとするときは、あらかじめAX企業成長推進補助事業計画変更等承認申請書(第9号様式)をセンターに提出して、AX企業成長推進補助事業計画変更等承認通知書(第10号様式)により、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

(2) 補助事業の経費の配分

「事業計画書(交付申請用)」(第6号様式)の「10 事業経費 (3) 事業経費 積算内訳」の経費区分ア～ウの相互間において、いずれか低い方の20%以内の変更をしようとする場合。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、新たな条件を付することができるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにAX企業成長推進補助事業事故報告書（第11号様式）をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめAX企業成長推進補助事業中止（廃止）承認申請書（第12号様式）をセンターに提出して、AX企業成長推進補助事業中止（廃止）承認通知書（第13号様式）により、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 センターは、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 センターは、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 センターは、前項の補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させることができる。

4 補助金の返還期限は、返還を命じた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されなかったときは、納期の日翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納に係る金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業が終了した場合、次のいずれかの期日までに、AX企業成長推進補助事業実績報告書（第14号様式）をセンターに提出しなければならない。

(1) 事業期間が1年の場合

補助事業の採択年度に補助事業が完了した場合	補助事業が完了した日から起算して30日以内
補助事業の採択年度の翌年度に補助事業が完了した場合	補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の採択年度の翌年度の10月30日のいずれか早い時期

(2) 事業期間が2年の場合

補助事業の採択年度の翌年度に補助事業が完了した場合	補助事業1年目の分については補助事業の採択年度の翌年度の10月30日までとし、補助事業2年目の分については補助事業が完了した日から起算して30日以内
補助事業の採択年度の翌々年度に補助事業が完了した場合	補助事業1年目の分については補助事業の採択年度の翌年度の10月30日までとし、補助事業2年目の分については補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の採択年度の翌々年度の10月30日のいずれか早い日

(補助金の額の確定)

第15条 センターは、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、AX企業成長推進事業補助金確定通知書（第15号様式）により補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の支払及び請求方法)

第16条 センターは、補助金の額の確定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払う。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、センターが定めるAX企業成長推進事業補助金請求書（第16号様式）により請求を行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第17号様式）により速やかにセンターに報告しなければならない。

2 センターは、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(追跡調査報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業が完了した日の属する事業年度から5年間、当該事業年度が終了した日の翌日から2か月以内に、補助を受けたAX企業成長推進補助事業の状況を記載した追跡調査報告書（第18号様式）をセンターに提出しなければならない。

第4章 その他

(財産の管理)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（第19号様式）を備え管理するとともに、実績報告書に財産管理台帳を添付しなければならない
- 3 センターは、補助事業による取得財産等の処分により収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を補助事業者に納付させることができる。

(財産の処分の制限等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加したセンターが定める財産（以下「取得財産等」という。）をセンターの承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保の用に供し又は廃棄してはならない。
- 2 1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備購入等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過する期間）において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄等）してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分する場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（第20号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。なお、センターは、当該承認に際し、財産処分を承認した補助事業者に対し、残存簿価等から算出される金額の全部または一部に相当する金額を納付させることができる。
- 4 センターは、前項の規定に基づく財産処分の承認において、補助事業者が補助事業の研究開発等の成果を活用して実施する事業に使用するものと認めた場合は、前項に規定する納付を免除することができる。

(産業財産権等に関する報告)

- 第21条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に発願もしくは取得又はした場合またはそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、産業財産権等取得等報告書（第21号様式）により、遅滞なくその旨をセンターに報告しなければならない。

(収益納付)

第22条 センターは、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

2 補助事業者は、補助事業に係る収益の状況について、センターの要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(補助金の経理等)

第23条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するものとし、すべての証拠書類を整備し、かつ、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第24条 センターは、補助事業の適正を期すために必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 前2項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他必要な事項)

第26条 センターは、この要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和7年5月28日から施行する。

別表（第2条関係）

業種	資本金の額 又は出資の総額	従業員数 (常勤)
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人